

2026年7月21日

お客さま各位

杜の都信用金庫

「当座勘定払戻請求書」発行手数料の新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では「手形・小切手機能の電子化」に向けた取り組みとして、小切手に代わる当座預金からの払戻手段として、「当座勘定払戻請求書発行手数料」を新設いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、お客さまにご満足いただけるよう、より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新設日・取扱開始日

2027年1月4日（月）

※1冊50枚綴の払戻帳単位で発行いたします。

2. 使用方法

所定の払戻請求書に、必要事項（日付、口座番号、おなまえ、金額等）を記入のうえお届印を押印いただくことで、当座預金からの出金・振替にご使用いただけます。

「当座勘定払戻帳」から切り離さずにお取引店にご呈示ください。

3. 当座勘定払戻請求書発行手数料

1冊（50枚綴）につき2,200円（税込）

4. お申込方法

当金庫所定の発行依頼書に、必要事項（日付、住所、おなまえ等）を記入のうえお届印を押印いただき、お取引店窓口へご提出ください。

5. 注意事項

- ・当座勘定払戻請求書は、当金庫の当座預金ご契約者さまが当座預金からの払い戻しを請求する際に使用します。他社へ交付・譲渡することはできません。
- ・当座勘定払戻請求書は、当座預金のお取引店でのみ使用できます。
- ・当座勘定払戻請求書には、日付・口座番号・金額を明確に記入し、当金庫のお届印を押印のうえ、お取引店の窓口へご提出ください。
- ・当座勘定払戻請求書の使用は、当座預金口座の名義人またはその代理人に限られます。
- ・本人確認資料のご提示をお願いする場合がございます。
- ・名義や金額を誤記された場合は、訂正せず新しい払戻請求書を利用ください。
- ・当座勘定払戻請求書は紛失されないよう大切に保管してください。紛失、汚損等による補償や交換には応じかねます。

※ご不明な点は、当金庫お取引店までお問い合わせください。

以上